

## ～工場立地法よくある質問～

### Q. 特定工場とはどのような工場のことですか

- A. 製造業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業(水力・地熱・太陽光発電所を除く)の工場又は事業場であって、敷地面積9,000 m<sup>2</sup>以上、または建築面積3,000 m<sup>2</sup>以上のものをいいます。これらに該当する場合は、特定工場として届出なければなりません。

### Q. 一の団地の考え方について

- A. 一の団地とは、連続した一区画内の土地をいいます。したがって、道路、河川、鉄道等により二分されている場合は、別々の工場となります。
- ただし、その工場自体のために設けた私道、軌道等により分断されている場合又は道路、鉄道等により分断されてはいるが生産工程上、環境保全上若しくは管理運営上極めて密接な関係があり一体をなしている場合は、一の団地とみなす場合もあります。

### Q. 道路を挟んで従業員駐車場がある場合は、工場の敷地面積に含むべきでしょうか

- A. 工場の管理運営上、密接な関係があると考えられるため、工場の敷地面積に含めます。
- ただし、幅の広い道路が間に入る場合で、工場の規模と比較して社会通念上一の団地と判断し難いものは敷地面積に含めない場合もあります。

### Q. 工場立地法の建築面積は、どのようなものを指すのですか

- A. 工場立地法の建築面積は、工場等の構築物の水平投影面積を指しており、建築基準法施行令第2条第1項第2号の規定により測定します。

### Q. 研究棟は生産施設に含まれますか

- A. 試作品、開拓品等を製造、研究する施設は原則として生産施設に含まれません。
- ただし、施設の規模、性能等からみて実稼動プラントに移行する可能性のあるもの、あるいは当該試作品等を販売する場合は、生産施設とみなす場合もあります。

### Q. 冷凍施設は工場立地法の実業施設に該当しますか

- A. 冷凍食品を製造するための冷凍施設等生産工程を形成する冷凍施設は生産施設に該当します。
- ただし、でき上がった冷凍食品を出荷又は保存のために冷蔵しておく冷蔵施設は、生産施設に該当しません。

### Q. 法面も緑地に含まれますか

- A. 除草等の手入れがなされていれば、緑地に含まれます。
- 法面を緑化した場合の緑地の面積は、法面の水平投影面積を測定します。

Q. 緑地以外の環境施設とはどのようなものですか

A. 噴水、屋外運動場、広場、太陽光発電施設等が環境施設に該当します。

Q. 重複緑地とはどのようなものですか

A. 「緑地以外の環境施設」以外の施設と重複する緑地、太陽光発電施設と重複する緑地、屋上緑化施設を重複緑地が重複緑地に該当します。具体的には、緑化駐車場、事務所棟や工場棟が屋上緑化されている場合などが想定されます。

第2種区域～第4種区域においては、重複緑地は緑地面積全体の2分の1以内で、緑地面積に算入することができます。（それ以外の区域においては4分の1以内）。

Q. 壁面緑化における緑地面積はどのように算出するのですか

A. 壁面緑化の水平方向の距離×1m幅で算出します。壁面緑化の高さについて規定はありませんが、壁面緑化の効果は、一定の高さが必要なことから、低木（高さ1m以上）程度の高さがあることが望ましいです。

Q. 既存工場とはどのような工場のことですか

A. 昭和49年6月28日時点で設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等をいいます。既存工場の場合、生産施設や敷地面積等、変更届出に該当する変更を行うタイミングで届出が必要となります。

Q. 届出はいつするのですか

A. 法律により届出が受理されて日から90日を経過した後でなければ、特定工場の新設又は変更をしてはならないと定められているため、着工日の90日前までに届出を行ってください。

ただし、届出の内容が適当と認められる場合は、30日に短縮することができます。短縮での申請を行う場合は、事前に宮崎市工業政策課まで事前にご相談ください。

Q. 工場敷地内の緑地を面積が変わらないように移設する場合は届出が必要ですか

A. 緑地面積の減少を伴わない移設であって、周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないものについては届出は不要です。

Q. 緑地のスクラップ&ビルドにより緑地が増加する場合は届出が必要ですか

A. 緑地の面積が増加する場合は、届出は不要です。

Q. 違反した場合に罰則はありますか

A. 違反した場合は、市長による勧告や変更命令を行うほか、無届や虚偽の届出、市長による命令に違反した場合は、懲役や罰金に処される場合があります。

Q. 法律の施行前から操業していますが、増築により特定工場になった場合、既存工場の取り扱いとなりますか

A. 工場立地法制定時に規制対象であったか否かは問わないため、既存工場として取り扱って問題ありません。

Q. 工業団地特例はどのようなものですか

A. 工業団地の共通施設として適切に配置された緑地等がある場合は、各工場等の敷地面積に応じて比例分配し、それぞれの敷地面積、緑地面積及び環境施設面積に加算できるというものです。

対象となる工業団地や特例適用時の準則地については「工業団地特例一覧」をご覧ください。

Q. 市が独自に制定している準則値について教えてください

A. 第2種区域（準工業地域）、第3種区域（工業地域、工業専用地域）及び第4種区域（用途地域が定められていない土地の区域、都市計画区域外の区域）については、宮崎市が別途定めた準則値が適用されます。

準則値については、ホームページの「区域並びに各施設の敷地面積に対する面積割合について」の表をご確認ください。

本件条例に関する詳細は、宮崎市企業立地推進課にお問合せください。